

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の目的

【福祉ニーズや福祉サービスのあり方の変化】

近年、少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家庭機能や地域社会のつながりの希薄化などを背景に福祉ニーズが増大しています。

さらに、福祉サービスにおいては、次世代育成支援対策推進法の施行、介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行など、さまざまな制度の改変が行われており、利用者が自立しながら住みなれた地域で暮らせる体制づくりが進められてきています。

また、福祉施策の方向性の変化や地方分権の推進を背景に、市民の主体的な活動がより一層求められており、行政による福祉サービスだけでなく、身近な地域を中心に地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における助け合いや支え合い活動が必要となっています。

【本市の近年の状況を踏まえた体制づくり】

本市は平成17年2月に、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村を編入合併し、広大な市域となりました。市内でも地域の状況が大きく異なっており、特に過疎化と高齢化が進行している中山間地域などでは、活動の担い手の不足や地域活力の低下など、さまざまな課題が出てくると考えられます。

このような背景のなかで、本市においても、地域住民がより豊かな日常生活を過ごしていくためには、市民一人ひとりの幸せな暮らしを支え、多様なニーズに対応していくことができるよう、新たな協働づくりや地域ケア体制の構築などを進め、市民、地域の団体・機関、行政などのネットワークをつくり、福祉コミュニティを構築することが求められています。

【計画でめざすもの】

本市では、平成20年度～平成29年度までを計画期間とする本市の最上位計画「関市第4次総合計画」においても、自助、共助、公助が連携して、地域のさまざまな課題解決に向かう枠組みづくりをめざしています。

「第2期関市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）では、このような考え方を基本としつつ、これまで地域で進められてきた活動や取り組みをより活性化させるための、さまざまな仕組みづくり、団体間のネットワークづくりを進め、市民のだれもが不安なく、地域で幸せに暮らせるまちづくりを進めます。

2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて各地方自治体が策定する計画であり、地域福祉推進の主体である市民の参加のもとで、支援を必要とする人の生活課題を解決するための対策や、必要なサービスの内容などを明らかにし、その提供体制を計画的に整備することを内容とします。

また、平成 19 年 8 月からは、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされています。

本計画は、上記の事項を盛り込むとともに、平成 17 年 3 月に策定した「関市地域福祉計画」（以下、「第 1 期計画」という。）において定めた基本理念、基本目標を受け継ぎ、新たな地域課題への対応に向けた施策の見直しを行った第 2 期計画です。

特に本計画では、市民は「自らが地域福祉の担い手である」と認識することが重要となります。

3 計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に計画期間として策定します。

また、5 年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

4 総合計画及び他計画との関連

本計画は、これまでに策定されてきた「第 4 期介護保険事業計画・老人福祉計画（第 4 期せき高齢者プラン 21）」「関市次世代育成支援対策地域行動計画」「関市障がい者計画及び障がい福祉計画」「健康せき 21 計画（ニコニコ生き生きプラン）」といった保健・福祉の関連計画との整合性を図って策定しています。

また、平成 20 年 3 月に、まちづくりの最上位計画として策定した「関市第 4 次総合計画」（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度）において、基本理念として「改革と協働で築く自立のまち」を掲げました。このような「協働」と「自立」のまちづくりを進めていくための根底を支える重要な計画として本計画を位置づけ、推進に努めます。

（1）第 4 期介護保険事業計画・老人福祉計画（第 4 期せき高齢者プラン 21）

「第 4 期介護保険事業計画・老人福祉計画（第 4 期せき高齢者プラン 21）」は、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」と老人福祉法及び老人保健法に基づく「市町村老人

保健福祉計画」を包括した計画として策定されています。

介護保険事業計画部分では、介護保険サービス提供の基盤整備、サービス供給計画と介護保険料等を定め、老人保健福祉計画部分では、高齢者の介護予防・生活支援事業や生きがい、健康づくり、社会参加等の支援に関する施策が定められています。

（２） 関市次世代育成支援対策地域行動計画

「関市次世代育成支援対策地域行動計画」は、本市の子育て支援全般に関する施策の方向性を定めた計画として策定されています。

この計画では、保育・子育て支援サービスの量・質、両面の向上を図るとともに、子育て支援に関する市民の意識向上や地域組織の自主活動への支援などを行うことで、子育てに対する喜びを実感することができる、市民全体で子育てを支え合う環境づくりを推進しています。

（３） 関市障がい者計画及び障がい福祉計画

「関市障がい者計画及び障がい福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を包括した計画として策定されています。

障がい者計画では、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己決定と自己選択のもとにあらゆる社会活動に参加・参画できる社会の実現をめざすための施策や事業が定められています。また、障がい福祉計画は、本市の地域の状況を勘案し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保する地域基盤の整備に関する計画が定められています。

（４） 健康せき 21 計画（ニコニコ生き生きプラン）

「健康せき 21 計画（ニコニコ生き生きプラン）」は、市民の健康増進に関する施策の方向性を定めた計画として策定されています。

この計画では、健康づくりの実践の場や機会、健康に関する知識や情報の提供、健康づくりをサポートする人材づくり等を進め、『すべての市民が生活習慣を見直し、自らの健康づくりに主体的に取り組み、笑顔あふれ、生き生きと生きがいを持って生活できるまち・せき』をめざしています。計画の中では、ライフステージ別の市民の行動目標を打ち出し、市民が主役になって取り組む健康づくりを支援しています。

（５） その他の関連計画

本計画は、その他、市政のあらゆる分野で男女共同参画社会を実現するための方向性を定めた「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン」、保健・医療・福祉情報や高齢者や障がいのある人にも配慮しつつ防災・災害時対策、災害復興時の対策等を定めた「関市地域防災計画」、地域で活動するための生きがいづくりや人材育成に関する方向性を定めた「関市生涯学習まちづくり計画」、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など、人権

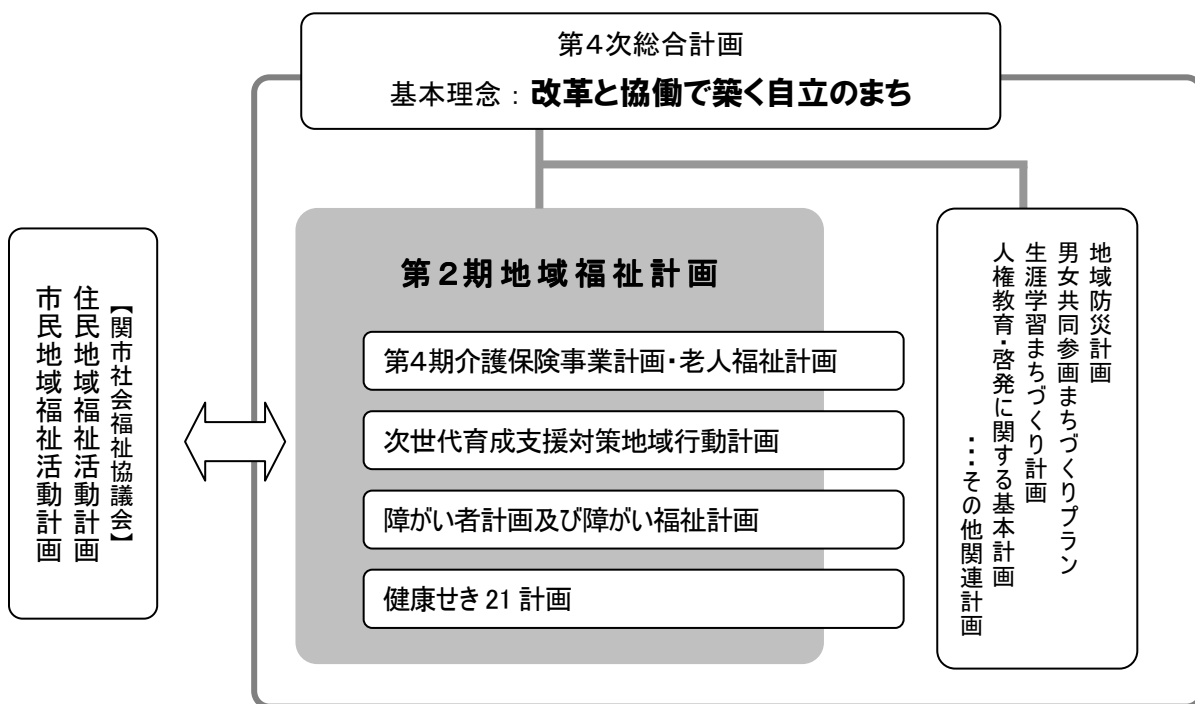
問題に対する市としての基本理念や方向性を明らかにした「関市人権教育・啓発に関する基本計画」など、幅広くまちづくりにかかる計画とも整合性を図りながら策定しました。

(6) 関市民地域福祉活動計画・住民地域福祉活動計画

関市社会福祉協議会が策定する「関市民地域福祉活動計画」は、『1. みんなで健やかで快適な生活を創るふくしのまち』『2. みんなで人にやさしいバリアフリー社会を創るふくしのまち』『3. みんなで思いやりの心豊かな人を創るふくしのまち』『4. みんなでふれあいと支えあいの文化を創るふくしのまち』の4つを基本理念とし、関市の福祉のまちづくりや地域福祉活動に取り組む地域住民や各福祉団体等の活動指針としての性格を持つものです。

また、「住民地域福祉活動計画」は、各支部社会福祉協議会が中心となって地区ごとに策定をめざす活動計画です。

■計画の連携イメージ



5 計画の策定体制

本計画は、策定委員会、市民会議という2つの組織体制と、事務局を中心に策定しました。それぞれの主な役割としては、以下の通りです。

- ①策定委員会：計画案の検討・決定を行い、市長へ報告する。
- ②市民会議：意見交換により計画原案を作成し、策定委員会に計画原案を提出する。
- ③事務局：計画原案の検討・関係各課との意見調整を行う。

■策定体制

